

(会員の皆様へのお知らせ)

令和元年9月、10月台風被害についての農村計画学会の対応について

令和元年10月15日

農村計画学会理事会

この令和元年9月、10月の台風で被災された皆様および会員の方々には、謹んでお見舞いを申し上げます。

農村計画学会では、その被害の甚大さを深刻なものと受け止め、以下の対応を検討しております。つきましては、該当する会員の皆様には、周知・対応いただけますと幸いです。

1. 被災会員に対する措置について

被災された会員には、以下の対応を検討しております。

- 1) 当学会年会費の免除
- 2) 上記以外についても、当学会活動に関する経済的支障への対応（論文特集号への論文掲載、学会大会参加等に関するものも含まれます）。

以上について、措置の内容については、該当する会員の事情に鑑みて書面による自己申告（希望する措置の内容とその理由を明記すること）とし、理事会にて審議の上、決定いたします。

申告は随時受け付けます。申告にあたっては、学会事務局宛に郵送もしくは電子メールにてご連絡ください。その際、必ず所属機関名（大学名、会社名等）、本人の名前、および連絡先を忘れずに記入してください。対象は令和元年10月現在の正会員、学生会員とします。

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番3号 木下ビル4階 農村計画学会  
E-mail [arp\\_info&ruralplanning.jp](mailto:arp_info&ruralplanning.jp)

2. 学会として自然災害と農村計画に関する課題に取り組みます。

- 1) 被害状況に関して、状況把握のための現場調査を実施いたします。
- 2) 今回の豪雨による農村の被害状況の把握、その対応について、秋の大会で取り上げ、学会としての対応、農村計画学と災害のあり方について議論を深め、長期的な取り組み体制について検討します。
- 3) 既設の大震災復興特別委員会を発展させ、災害対応に関する委員会の設置・常置化を検討します。
- 4) 自然災害に関して、他の学協会との連携を検討します。

以上。